明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**農林水産**五一）　一

〔告　示〕

○保険業法第二百四十一条第一項の規定により保険管理人による業務及び財産の管理を命ずる処分をした件（**金融庁**五一）　二

○種苗法第十三条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録出願及び届出に係る事項を公示する件（**農林水産**一四〇八）　二

○登録調査機関の調査業務を行う事務所の所在地を変更する件（**特許庁**一一）　五

○特定登録調査機関の先行技術調査業務を行う事務所の所在地を変更する件（**同**一二）　五

○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により特別評価方法認定をした件（**国土交通**九六五）　五

○海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示（**海上保安庁**二八）　六

○道路に関する件（**近畿地方整備局**一二一、一二二）　六

○道路に関する件（**沖縄総合事務局**三三）　六

〔国会事項〕

最低賃金の改正決定に関する公示（群馬労働局最低賃金公示一、石川同一、福岡同一、長崎同一）　七

〔人事異動〕

内閣府　国家公安委員会　警察庁　最高裁判所　七

〔官庁報告〕

労　働

公証人懲戒処分、建設業の許可の取消処分関係　八

官庁

諸事項　八

裁判所

相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　八

会社その他

諸事項　三

省令

○農林水産省令第五十一号

特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（令和二年法律第七十九号）第十条第二項及び第十一条の規定に基づき、特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年九月八日

農林水産大臣　野村　哲郎

特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律施行規則（令和四年農林水産省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（適法漁獲等証明書の交付の申請等）	（適法漁獲等証明書の交付の申請等）
第二十四条　（略）	**第二十四条**　（略）
2　（略）	2　（略）
3　前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる書類の一部を添付することができないことにつき農林水産大臣においてやむを得ない事由があると認めるときは、当該書類に相当する書類であって農林水産大臣が適当と認めるものをもってこれに代えることができる。	（新設）
4～6　（略）	3～5　（略）
7　証明書受領者は、適法漁獲等証明書を亡失したときは、書面をもって遅滞なくその旨を農林水産大臣に届け出なければならない。ただし、第五項の申請をした場合は、この限りでない。	6　証明書受領者は、適法漁獲等証明書を亡失したときは、書面をもって遅滞なくその旨を農林水産大臣に届け出なければならない。ただし、第四項の申請をした場合は、この限りでない。
8　（略）	7　（略）
（特定第二種水産動植物等の輸入に際して添付する書類）	（特定第二種水産動植物等の輸入に際して添付する書類）
第二十五条　（略）	**第二十五条**　（略）
2～4　（略）	2～4　（略）